

府中市立中学校文化部活動の方針

はじめに

学校における文化部活動については、芸術文化を目的とするもの以外にも、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動を行うものなども幅広く含まれている。本方針に先行して「府中市立中学校における運動部活動の方針（以下、運動部活動の方針とする。）」を策定していることから、本方針の対象とする文化部活動を運動部活動以外の全ての部活動とし、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとなるようにすることが大切である。

文化部活動は、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成し、分野や活動目的、生徒のニーズ、指導者や顧問の関わり方、活動頻度や活動時間などは多様な状況となっている。

運動部活動の方針では、スポーツ医学、スポーツ科学などの観点も含め検討が進められ、休養日及び活動時間等について基準を示したが、文化部活動については運動部活動のような一律の観点で活動内容を評価することは難しい。しかし、いかなる部活動においても、長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があり、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら進めていく必要がある。

このような状況を鑑み、府中市教育委員会では、今後の文化部活動の在り方について、各学校において教育活動の一貫として適切に行われるよう、『府中市立中学校文化部活動の方針』を策定いたしました。

本方針策定の趣旨

○ 本方針は、義務教育である中学校段階の運動部活動以外の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点にたち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、文化芸術等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようすること。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務付けたり、部活動を強制したりするがないよう、留意すること。
- 学校全体として文化部活動を含む部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- 文化部活動の多様性に留意し、実施形態などの工夫を図ること。

○ 府中市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校部活動の方針」を策定する。
顧問は、部の活動方針・活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへ掲載し、公表する。
- ウ 市教育委員会は、上記アに関し、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効果的に行えるよう、様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動外部指導員¹の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。
- イ 市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動外部指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動外部指導員を積極的に任用し、学校に配置する。
なお、部活動外部指導員の任用・配置に当たっては、学校教育を理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務に関する規定（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関して、任用前及び任用後の定期において研修を行う。
- ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌になるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

1 部活動外部指導員は、府中市立中学校における部活動に関する要綱に基づき、学校の教員以外の者をあて、顧問指導員及び技術指導員とする。

国や都などが示す部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づく、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるもの）に係る技術的な指導に従事する学校の職員。」を指しているが、現在、本市において各学校に配置している部活動外部指導員は、国や都の基準に準拠していない。今後、部活動指導員の制度化を検討する。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・指導・是正を行う。

オ 市教育委員会は、文化部活動の指導者（顧問も含む）を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 市教育委員会及び校長は、教師の文化部活動への関与について「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」²を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（1）適切な指導の実施

ア 校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導を行う。

イ 文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化に等に親しみ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な指導方法の導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

2 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤 4 項目」以外の業務については、校長は時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

(2) 文化部活動用指導手引きの活用

文化部顧問は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引等を活用して、
2 (1)に基づく合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

【休養日】

1 学期中は、原則として週当たり2日以上の休養日を設ける。

※ 平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。

2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】

1 1日の活動時間は、学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度を原則とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、活動時間には、準備、片付け、休憩時間は含めない。

2 大会、発表会等の活動時間についても、上記1を準拠することとする。

イ 校長は、1 (1)に掲げる「部活動に係る活動方針」の策定に当たって、上記の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各文化部の休養日及び活動時間を設定する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 休養日及び活動時間等を設定する際は、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、府中市共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることもできる。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動が行うことができる文化部を設置する。

イ 市教育委員会及び関係機関等は、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や体育館、公民館、美術館、・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点にたった、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。

6 取組の検証

市教育委員会及び校長は、本方針に示す運動部活動に係る取組について、年度毎に取組状況を把握し、検証するとともにその結果を踏まえて、必要な改善を図っていくものとする。

令和元年 7月
府中市教育委員会
(令和3年7月改定)